

兵庫県公報

平成19年3月30日

第8号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

規 則

○兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）	ページ
○兵庫県税証紙条例施行規則の一部を改正する規則（同）	3

公布された法令のあらまし

●兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第25号）

- 1 兵庫県税条例の一部改正により、県が市町に交付する個人県民税に係る徴収取扱費の算定方法が改められること等に伴い、所要の整備を行うこととした。
- 2 地方自治法の一部改正により、吏員制度が廃止されることに伴い、所要の整備を行うこととした。

●兵庫県税証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第26号）

兵庫県税証紙条例の一部改正により、2,000円及び6,100円の狩猟税証紙が追加されることに伴い、当該狩猟税証紙の刷色、寸法及び図柄を定める等所要の整備を行うこととした。

規 则

兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第25号

兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県税条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第78号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「事務吏員（）」を「職員（臨時的に任用される職員及び単純な労務に雇用される職員を除く。次条において同じ。）で」に、「者に限る。」を「もの」に改める。

第4条第2項中「事務吏員」を「職員」に改め、同条第3項中「企画管理部企画調整局税務課」の右に「に勤務する職員」を加え、「事務吏員（）」を「職員で」に、「者に限る。」を「もの」に改める。

第5条第1項中「事務吏員」を「職員」に改め、同条第2項中「県税査察吏員であつて」を「県税査察吏員は」に、「事務吏員は、」を「職員であつては」に改める。

附則第8項（見出しを含む。）及び第9項（見出しを含む。）中「附則第24条第9項」を「附則第24条第10項」に改める。

様式第1号（表）の部中「兵庫県事務吏員」を「兵庫県職員」に改める。

様式第23号を次のように改める。

様式第23号（第16条関係）

受付印

個人県民税徵收取扱費報告書

年 第号
月 日

兵庫県 県民局長 様

市(区)町長 団

年 月 日から 年 月 日までの個人県民税徵收取扱費を次のとおり
算定したので、兵庫県税条例第25条第2項の規定により報告します。

区分	算出基礎	乗 数	金 額
納税義務者の数	人	円	円
市町が還付(充当)した過誤 納金等の額	円	払込あん分率 0.	円
市町が加算した還付加算金額	円	払込あん分率 0.	円
県民税の納期前納付に対し市 町が交付した報奨金額	円	払込あん分率 0.	円
県民税配当割又は株式等譲渡 所得割に係る還付金のうち県 民税所得割の額から控除する ことができなかつた金額	円		円
納税義務者等に交付した納税 通知書等の数(平成18年度以 前に賦課決定をした県民税に 係るものに限る。)	枚	60円	円
県に払い込んだ額(平成18年 度以前に賦課決定をした県民 税に係るものに限る。)	円	7%	円
合 計 金 額			円

担当者氏名

(日本工業規格 A列4番)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日から引き続き徴税吏員である者が携帯すべき改正後の兵庫県税条例施行規則様式第1号の証票については、当分の間、改正前の兵庫県税条例施行規則様式第1号によることができる。

~~~~~  
兵庫県税証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県規則第26号****兵庫県税証紙条例施行規則の一部を改正する規則**

兵庫県税証紙条例施行規則（昭和40年兵庫県規則第71号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

| 種類          |         | 形式        |                                |    |
|-------------|---------|-----------|--------------------------------|----|
|             |         | 刷色又はインクの色 | 寸法                             | 図柄 |
| 税<br>証<br>紙 | 1,300円  | 薄茶色       | 縦25ミリ<br>メートル<br>横35ミリ<br>メートル |    |
|             | 2,000円  | 濃赤色       |                                |    |
|             | 2,700円  | 薄紫色       |                                |    |
|             | 4,100円  | 薄緑色       |                                |    |
|             | 5,500円  | 青緑色       |                                |    |
|             | 6,100円  | 薄青色       |                                |    |
|             | 8,200円  | 薄桃色       |                                |    |
|             | 11,000円 | 薄赤色       |                                |    |
|             | 12,300円 | だいだい色     |                                |    |
|             | 16,500円 | 黄緑色       |                                |    |
| 証紙印         |         | 朱色        | 縦23ミリ<br>メートル<br>横63ミリ<br>メートル |    |

**附 則**

この規則は、平成19年4月16日から施行する。